

目黒川航行マナー 啓発活動

を実施します

実施日：令和5年 **3月25日(土)、26日(日)**

実施時間：午前10時から午後4時まで

実施区間：目黒川全域（品川区）※昭和橋上流から品川区境まで

実施主体：目黒川航行マナー向上委員会（事務局：品川区）

航行制限対象：事前申請のない全ての船舶等

目黒川では、多くの人に目黒川の魅力を安全・快適に楽しんでもらうため、桜の時期に航行マナー啓発活動を実施しています。

啓発活動期間中に目黒川を航行する場合は、事前申請をお願いします。



啓発活動当日の
警戒船配置箇所
(目黒川河口部)

申請方法

動力船（水上オートバイ以外）／非動力船

- 令和5年3月17日までに「書面による申請」もしくは「電子申請」を行ってください。
- 申請者には旗（動力船）、ステッカー（非動力船）を発行し、航行の際に掲示して頂きます。
- 「電子申請」を行った場合は、電子データで配布する旗、ステッカーを印刷して掲示してください。

※ なお、関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

水上オートバイ

- 動力船／非動力船と同様に、令和5年3月17日までに「書面による申請」もしくは「電子申請」を行ってください。
- 申請者にはステッカーを発行し、航行の際に掲示して頂きます。
- 「電子申請」を行った場合は、電子データで配布するステッカーを印刷して掲示してください。

※ なお、TPSP（東京港・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクト）にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。

TPSP 事務局 ▶ 電話 03-5661-7201
http://www.tpsp.jp



関東小型船安全協会 ▶ 電話 045-201-7754
http://www.shoankyo.or.jp



書面による申請



申請書に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送で提出して下さい。
申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所のHPからもダウンロード可能です。
※書面・郵送による申請の場合は、切手の金額不足にご注意ください。
▶ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-mizube/index.html>



電子申請

電子申請サイトにアクセスし、必要事項を記入のうえ、申請して下さい。
▶ <https://megurogawamanner.wixsite.com/shinagawa>



担当窓口：品川区 防災まちづくり部河川下水道課 水辺の係
東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5階 / 03-5742-6794

